

5. 2. 2 【生徒指導 葛塚中学校 学校いじめ防止基本方針】

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校教員の責務（第8条）から、いじめは絶対に許されない行為として、葛塚中学校における「学校いじめ防止基本方針」を策定する。また、本校に在籍する生徒の保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止に取り組み、いじめを受けていると思われるときは、新潟市教育委員会の「生徒指導（いじめ・不登校・家庭支援）いじめ対応ガイドブック（2025. 12月）」をもとに、迅速かつ適切に対処する。

I. いじめ防止に向けた基本的方針

1. 基本理念



いじめは、どの生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、保護者・地域と信頼関係を構築し、職員それぞれが自分の役割を自覚して、いじめのない学校の実現に向けて取り組む。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

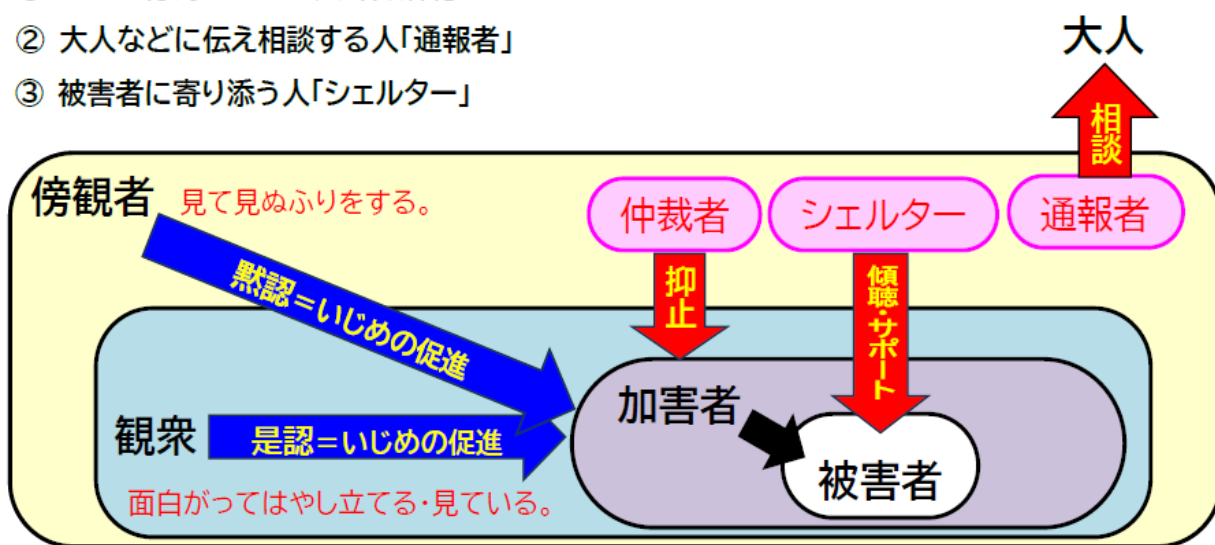
【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第2条）】

<新潟市教育委員会より>

 <p>対面での いじめ</p>	 <p>非対面での いじめ</p>
場所：学校・友達の家（自宅）・地域など。 時間：人と会っている時。	場所：仮想空間…SNS、オンラインゲームなど。 時間：早朝・深夜問わず。 *家庭にいても「いじめ」は発生します。
いじめが起こった場所や時間、管理下・管理外は関係ありません。対応が必要です。	

3. いじめの構造<新潟市教育委員会より>

- ① いじめ行為を止める人「仲裁者」
- ② 大人などに伝え相談する人「通報者」
- ③ 被害者に寄り添う人「シェルター」



4. 学校および教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力をあげていじめの未然防止に努め、上記にある定義を念頭においた積極的な認知のもと早期発見・早期対応、再発防止等に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を感じ取る視点を持ち、いじめの兆候を決して見逃さず、教職員一人一人が、すべての生徒の生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていくものとする。

II. いじめ防止対策の基本となる事項

1. 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し生徒、教職員、保護者、地域一丸となって全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級、学年等が望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人ひとりの自己肯定感・自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心をはぐくみ、自他を尊重する豊かな心を養うために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については、「予防」「**早期発見**」「対応」「相談」「**連携**」「**組織**」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項を設ける。
- (5) 「葛塚 ONE チームノート」を活用し、生徒の自己肯定感を高める声かけを全職員が行う。

2. いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ① 生徒一人一人が自己理解を深め、目標をもって生活できるようにする。
 - ア 様々な機会を通して目標をもたせ、自己を見つめ直す場面を設定して、それを日常生活や将来に生かすように支援する。（「よりよい明日のために」「月の振り返り」の活用）
 - イ 生徒指導の3つの機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を生かした活動を展開することにより、主体的に自己実現を図ることができるように支援する。
 - ウ 様々な活動・場面において、生徒の主体的活動になるように支援する。
- ② 生徒一人一人が互いを認め合い、共感的な人間関係をつくる。
 - ア 生徒同士及び生徒と職員が共に明るいあいさつを交わし合うことによって、共感的な人間関係を育て、生徒に自己存在感をもたせるようにする。（生徒会活動の支援）
 - イ 生徒一人一人が価値ある人間として平等に大切にされていると感じるような学年・学級経営を支援する。※葛中スタンダードを推進し、温かい人間関係を学校全体で醸成していく。
 - ウ 様々な活動に対して、成功したときは惜しめない拍手を送り、失敗したときは温かく注意し励まし合う。（葛中スタンダードの推進）
 - エ 特別活動を充実させ、生徒一人一人の自己肯定感を高める。
 - オ 道徳の時間や体験活動、および人権教育の充実を図る。
 - カ 総合的な学習の時間における社会体験・地域貢献などの交流活動の充実を図る。
- ③ 特別支援を要する生徒の個別支援計画を生徒理解研修などで共有し、全職員で共通理解を図り対応する。（生徒指導職員研修 年二回）
- ④ 家庭、地域、関係機関等との連携を深め、一体となった指導を行う。
 - ア 学校・学年・学級だより、授業参観、家庭訪問、学級・学年懇談会等を通して、開かれた学校づくりに努める。
 - イ 日頃から学校と家庭との連携を積み重ねることによって、生徒の健全育成や基本的生活習慣の定着を図る。
 - ウ 様々な機会や場を通して相互理解に努め、保護者同士の意志の疎通や連帯感の育成を図り、学校への理解や協力が得られるようにする。
 - エ 学校間や関係機関との連携を積極的に図り、問題行動を未然防止すると共に、状況に応じた適切な問題解決の道を見いだすように努める。
 - オ スクールカウンセラーや外部機関を含めた、教育相談活動の充実を図る。
 - カ カウンセリングに関わる研修などを開催し、生徒の心に寄り添った積極的な認知に努める。

(2) 早期発見に関すること

- ① いじめや不登校、問題行動などに即時・的確に対応する。
 - ア 年間指導計画の中に、「かかわりあいアンケート」を明記し、年3回集計し、生徒指導に生かす。アンケートを実施した場合は、即日複数チェックを行い、いじめの訴えや、心配な記述があれば、その日のうちに管理職に報告し、対応を協議する。
 - イ 「月のふり回りアンケート」を毎月行い、生徒の状況の変化をとらえ、教育相談につなげていく。
 - ウ 教育相談を定期的に行い、生徒一人一人の思いや悩みを理解し、共に解決していこうとする姿勢を大切にする。
 - エ 生徒指導に関する校内研修会を計画的に実施し、指導の流れをマニュアル化する。全職員が共通の認識、やり方で指導にあたるようにする。
 - オ 教職員は平素から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合はすみやかに学年主任等に報告し、「校内いじめ対応ミーティング」でその情報を共有する。
- ② 「主任会」を定期的を開催し、学校、学年、不登校、保健室、特別支援、それぞれの情報交換を図ると共に、学年・学級の枠を越えた校内指導体制の強化に努める。

(3) 対応に関すること

- ① 情報により、いじめが予見、認知された場合には、迅速かつ組織的に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催する。
- ② 常にいじめの影響を受けた生徒の立場に立った対応を心がけると共に、いじめの影響を与えた生徒の指導においてはその人格や人間性を否定するのではなく、行為を戒め、よりよい人格の形成につながるよう指導に努める。適宜、当該保護者の理解と協力を得て指導を進める。
- ③ 対応の各段階においては、新潟市教育委員会「生徒指導（いじめ・不登校・家庭支援）いじめ対応ガイドブック（2025. 12月）」をもとに、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

IV いじめ初期対応の基本的な流れ ○教諭の取組 ◆管理職の取組

1 いじめ情報のキャッチ

P11~12

- ◆いじめの兆候を見逃さない見守り体制の整備
- いじめ調査アンケート(新潟市版)の実施と即日複数チェック

★2 報告

P13

- 管理職・学年主任・生徒指導担当へ報告
- ◆管理職は、校内いじめ対応ミーティングに必要な情報収集のための指示

3 正確な実態把握

P14

- 被害児童生徒、加害児童生徒、周りの児童生徒から聞き取り、時系列に記録

4 指導体制と方針の決定

P15~16

- 校内いじめ対応ミーティング又は校内いじめ対応組織の開催
- 指導方針の決定
- 役割分担

5 児童生徒の支援・指導

P17~21

- 被害児童生徒を全力で支援し、心配や不安を取り除く
- 加害児童生徒には行動理由を聞き内省を回り、いじめの行為に対して指導を行う

6 保護者への連絡・連携

P22

- 即日に連絡をとり、事実と具体的な方針を話す
- 今後の学校と保護者の連携方法を話し合う
- 被害保護者には「支援」を、加害保護者には「助言」を適切に行う

7 今後の対応

P23~24

- 継続的な支援(解消の目安は3か月)
- スクールカウンセラー(SC)、学校支援課スーパーサポートチーム(SST)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の活用
- 心の教育の充実
- 分かる授業の展開

④ いじめの解消について

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じているかどうかを面談等により確認する。

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

【いじめ防止のための基本的方針（平成25年文部科学大臣決定・平成29年3月改訂）より一部抜粋】

（４） 相談に関すること

- ① 生徒および保護者と確かな信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談の充実を図る。
ア 年間2回の教育相談週間の設定
イ チャンス相談の効果的実施
- ③ SCおよびSSWなどを活用し、幅広い情報収集に努める。
- ④ 学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐために、生徒および保護者に外部相談機関の相談窓口を周知する。

（５） 連携に関すること

- ① PTA、保護者懇談会などあらゆる場面での機会を利用して、いじめが生じたときの対応について保護者・地域への周知を行い、連携を十分に図る。
- ② 学校だより、学校HP等を通して適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。
- ③ 学校警察等連絡協議会を活用し、関係機関との連携を十分に深め、情報交換を密に行う。

- ④ 葛塚東小学校と、いじめに関わる情報交換をきめ細かく行うなど、連携の充実を図る。
- (6) 葛塚中学校におけるいじめ防止に係る組織 学校内外で以下のような組織を設置し、いじめ問題に組織的に取り組む。

① 学校の組織【1】「校内いじめ対応ミーティング」

ア 目的

- ・ いじめの状況について報告を受け、メンバー内での情報共有、共通理解を図る。
- ・ 事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。
- ・ 解決に向けて、児童生徒への指導を行う。

イ 構成員

管理職、生徒指導主事、学年主任、SSR 主任、養護教諭、特別支援 CO) (SC、担任)

② 学校の組織【2】「いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法第 2 2 条」

ア 目的

- ・ いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- ・ 重大事態が発生した場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

イ 構成員

- ・ 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、SSR 担当、特別支援教育 CO、養護教諭、関係担任、関係部活顧問、SC

3. インターネットを通じて行われるいじめに等に対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。よって、以下の対策を講じる。

(1) 学校で行う対策

- ① 保護者の責任のもと、家庭における通信機器およびインターネット・SNS の利用について、正しい判断のもと利用できるために必要なネットリテラシー育むという立場で生徒に指導する。
- ② 情報モラル教育の充実を図るため、インターネットの利点や危険性について、道徳部、特別活動部、技術・家庭科が連携して指導を行う。また、学級活動や総合的な学習の時間において、SNS の誤った利用による人間関係トラブル等に関する学習会を開催する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ① 入学説明会や保護者会等の機会を利用し、望ましい SNS 利用に関する啓発活動を行う。
- ② 生徒指導日より、長期休業中の生活などを発行し、家庭でのスマートフ

オンやコンピュータ等の通信機器利用については、保護者の責任および監督の下で行い、家庭内ルール設定を要請する。

- ③ 生徒がSNSなどでトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態になった場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障をきたしている場合は、学校と家庭がともに情報を共有し、SNSの退会や閲覧停止などを保護者に勧告する。

(3) 発生時の対応

- ① 2の(3)に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして、速やかに現況が改善されるように努める。
- ② 被害生徒、保護者への支援、および加害生徒、保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

III. 重大事態発生時の対処について

- 1. 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条第1項（平成25年法律第71号第2条）】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)

II-6 いじめ程度表 ※高レベル事案は、管理職が即日市教委に連絡を入れる。

高レベル(A~C)

A 法第28条第1項に掲げる重大事態

- 児童生徒が自殺を企図する。
- 身体に重大な傷害を負う。
- 金品に重大な被害を被る。
- 精神性の疾患を発症した。
- 相当期間(年間30日を目安)学校を欠席する。

B 重大事態につながる恐れのあるレベル

- いじめが原因で、登校できない状況が1日でもある。
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている。
- 社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻である。
 - ・自殺念慮
 - ・差別的な言動
 - ・集団からのいじめ
 - ・保護者が不満を訴える
 - ・性被害(児童ポルノ:盗撮・性的映像の所持・拡散、ズボンおろしなど) など

C 発生後1週間を超えても解消に至らないレベル

- 被害者の気持ちが不安定である。
- 加害者の行動変容が見られない。

中レベル

1週間を超えずに一定の解消が図られたレベル

- 被害者・加害者の気持ちはまだ不安定である。

低レベル

その日のうちに、すでに一定の解消がされたと判断できるレベル

- 被害者・加害者共に、事案後普通どおりに接している。

2. 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為として、万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し、対処にあたる。なお、生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合においても、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

3. 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に係わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教委に報告し、その後の対応、調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実（2）早期発見のための措置（3）相談体制の整備（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等（6）調査研究の推進（7）啓発活動 について定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法にとり事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。